

水戸市都市交通戦略会議規約

(設置)

第1条 水戸市は、総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。

- (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 公共交通に係る計画に関すること。
- (3) 公共交通に係る計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 交通会議の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 交通会議に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。
- 5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務を行うため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長には水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員には同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通会議の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成26年7月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年1月15日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年5月29日から施行する。